

居宅介護支援重要事項説明書

【令和7年3月25日現在】

1. 指定居宅介護支援事業者ことぶきの概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域

- ・ 名 称 : 指定居宅介護支援事業者ことぶき
- ・ 所在地 : 室蘭市寿町1丁目5番26号
- ・ 連絡先 : 0143-44-3201 (24時間常時連絡体制)
- ・ 指定番号 : 居宅介護支援 (北海道 0163590037)
- ・ 提供地域 : 室蘭市・登別市

(2) 事業所の職員体制

- ・ 管理者 : 登坂智恵 (主任介護支援専門員 介護福祉士)
- ・ 担当者名 : 登坂智恵 (主任介護支援専門員 介護福祉士)
山本春美 (介護支援専門員 介護福祉士)
今田千恵 (主任介護支援専門員 介護福祉士)

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	上記参照	1名		1名
介護支援専門員	介護福祉士	3名		3名

(3) 通常営業時間

- ・ 営業日 : 月曜日から金曜日とします。
ただし国民の休日、12月29日12時30分から1月3日までを除きます。
- ・ 営業時間 : 8時30分から17時30分までです。
- ・ 上記の営業日、営業時間の他、電話等により24時間常時連絡が可能な体制です。

2. 指定居宅介護支援事業者ことぶきが提供するサービス（居宅介護支援）についての相談窓口

TEL : 0143-44-3201 (24時間常時連絡体制 転送電話にて対応)

FAX : 0143-83-6577

3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

①サービスの申し込み

まずは、お電話等でお申し込み下さい。介護支援専門員が訪問いたします。

事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、居宅サービス計画の作成を支援します。

②利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。

③当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者及びその家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。居宅サービス計画は省令第1条の2に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行います。理解が得られるよう、文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行います。

④提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。

⑤居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否か区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者及びその家族に説明し、利用者から文書による同意を受けます。

⑥その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行ないます。

4. 利用料金

(1) 居宅介護支援利用料金

居宅介護支援利用料は、要介護度別の基本料金と加算料金により決まります。

介護保険制度から全額給付されるので、自己負担はありません。

(2) 交通費および解約料金

徴収いたしません。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

①サービスの申し込み

まずは、お電話等でお申し込み下さい。介護支援専門員が訪問いたします。

②介護支援専門員が、居宅介護支援事業の契約を締結させていただきます。

(2) サービスの利用終了

①お客様のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出下さればいつでも解約できます。

②事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業所をご紹介します。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設・特定施設等（含：サービス付き高齢者向け住宅）に入所した場合。
- ・要介護状態区分が要支援状態区分や非該当（自立）に認定された場合。
- ・利用者が介護サービスを3ヶ月間利用しなかった場合。
- ・お亡くなりになった場合。

④その他

利用者およびその家族が事業所及び介護支援専門員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行なった場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6. 当事業所の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

指定居宅会議支援事業者ことぶきは「地域社会貢献と高齢者自立支援」という理念のもと居宅介護支援サービス提供に努めます。事業所の介護支援専門員は、要介護状態等になった利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう配慮し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じ、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービスおよび福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう支援を行います。

事業の実施にあたっては、関係市町村、指定居宅サービス事業者、他の指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設等との綿密な連携を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に偏ることのないよう、公正中立な事業に務めるものとします。

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は以下のとおりです。

①当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービス利用割合

訪問介護	23.4%
通所介護	50.4%
地域密着型通所介護	19.9%
福祉用具貸与	56.3%

②前6か月間（令和6年9月～令和7年2月）に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	SOMPOケア 45.1%	わっく室蘭 11.6%	コスモス愛 8.7%
通所介護	ニチイ 30.3%	ツクイ 27.5%	きたえる～む 22.1%
地域密着型通所介護	わっく室蘭 21.4%	株式会社テツヤ 21.4%	しらかば 20.7%
福祉用具貸与	みるて 34.4%	エア・ウォーター 22.2%	マルベリー 17.1%

（2）居宅介護支援の実施概要等

居宅サービス計画書（ケアプラン）の作成に関しては、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準において示されている手法に準じた課題分析標準項目に沿った個別の手法を用います。

（3）サービス利用のために

- ・介護支援専門員の変更 変更を希望される方はお申し出下さい。
- ・課題分析（アセスメント） 課題分析標準項目に沿った当事業所方式。
- ・介護支援専門員への研修 研修計画を作成し適宜参加できる体制をとっています。

7. サービス内容に関する苦情

指定居宅介護支援事業者ことぶきは、利用者からの相談・苦情等に対する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の要望・苦情等に対し、迅速に対応します。

指定居宅介護事業者ことぶきの苦情・要望相談窓口

電話 0143-46-2121 室蘭市地域包括支援センターことぶき 担当：鷲津輝朗

上記以外にも道市町村の相談・苦情窓口がございます。

・各市の介護保険担当窓口

室蘭市高齢福祉課 電話 0143-25-3027
登別市高齢介護グループ 電話 0143-85-5720

・北海道国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情処理係

電話 011-231-5161
FAX 011-233-2178

8. 事故発生時の対応

- ① 指定居宅介護支援事業者ことぶきは、利用者に対する居宅介護支援の提供により、事故が発生した場合には速やかに市、利用者の家族等に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じます。
- ② 指定居宅介護支援事業者ことぶきは、利用者に対する居宅介護支援の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には損害に対し賠償いたします。

9. 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めます。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

10. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)をおおむね6月に1回以上開催します。
その結果を、介護支援専門員に周知徹底します。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③ 介護支援専門員に対し感染症の予防及びまん延防止のために研修及び訓練を定期的に実施します。

11. 虐待の防止

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- ① 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとします)を定期的に開催するとともに、その結果について介護支援専門員に周知徹底を図ります。
- ② 事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- ③ 介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施します。
- ④ 虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。

12. ハラスメント対策

事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じています。

- ① 職場におけるセクシュアルハラスメントについては男女雇用機会均等法において、職場におけるパワーハラスメントに関する労働施策総合推進法において、事業主に対して、事業主の方針等の明確化や相談体制の整備等の雇用管理上の措置を講じることを義務付けられています。
- ② 職場関係者以外のサービス利用者等からのハラスメントに関して
 - ・セクシュアルハラスメントについては、指針に説いて、男女雇用機会均等法(昭和47年法律第113号)において事業主に対して義務付けている雇用管理上の措置義務の対象に含まれます。
 - ・パワーハラスメントについては、法律による事業主の雇用管理上の措置義務の対象ではないものの、指針に説いて、事業主が雇用管理上行うことが「望ましい取組」として防止対策を講じています。
 - ・カスタマーハラスメントについては、介護支援専門員に対する暴言(「殴るぞ」等)や金銭の要求等が発生した場合、行政等のハラスメント対策推進事業に報告を上げ、状況によっては契約終了の措置を講じる場合があります。

13. 事業者の概要

法人種別・名称 医療法人社団医修会

代表者役職・氏名 理事長 大川原 淳

法人所在地 室蘭市寿町1丁目10番1号

電話番号 0143-44-1519

主たる事業

・大川原脳神経外科病院

室蘭市寿町1丁目10番1号

TEL 0143-44-1519

FAX 0143-44-8006

・室蘭市地域包括支援センターことぶき（事業所番号 北海道 0103500039）

室蘭市寿町1丁目5番26号

TEL 0143-46-2121

FAX 0143-44-3301

・指定居宅介護支援事業者ことぶき（事業所番号 北海道 0163590037）

室蘭市寿町1丁目5番26号

TEL 0143-44-3201

FAX 0143-83-6577

◆ 居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明いたしました。

説明日：令和 年 月 日

事業者

事業者名： 医療法人社団医修会

事業所名： 指定居宅介護支援事業者 ことぶき

所在地： 室蘭市寿町1丁目5番26号

指定番号： 北海道 0163590037

代表者： 大川原 淳 ㊞

説明者： ㊞

◆ 私は、契約書及び本書面により、事業所から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受けました。

利用者

氏名： _____ ㊞

住所：（〒 ） _____

代理人

氏名： _____（続柄 ） ㊞

住所：（〒 ） _____